

都道府県・政令指定都市名	03 さいたま市
--------------	----------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局市民生活部男女共同参画課
担 当 職 員 数	11 人 (専任 11 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	さいたま市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成15年6月16日 根拠: さいたま市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	さいたま市男女共同参画推進協議会
設 置 年 月 日	平成13年10月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 26 年 4 月 ~ 31 年 3 月
名 称	第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン
改定・見直しの予定時期	平成31年4月1日
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例
	公 布 日	平成15年3月14日
	施 行 日	平成15年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:平成30年3月31日
目 標 値	平成 30 年度まで	42 %	平成 年度まで	%		
根 拠	第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン					
目標設定の対象である審議会等の範囲	①地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項の規定により設置される附属機関 ②各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを目的として、要綱等により設置される協議会等					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(173)	うち女性委員を含む審議会等数(171)		
			延総委員等数(2,430)	延女性委員等数(878)	女性比率(36.1)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(93)	うち女性委員を含む審議会等数(92)		
			延総委員等数(1,543)	延女性委員等数(530)	女性比率(34.3)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(15)	うち女性委員を含む審議会等数(15)		
			延総委員等数(689)	延女性委員等数(205)	女性比率(29.8)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(6)	うち女性委員を含む審議会等数(6)		
			延総委員等数(114)	延女性委員等数(24)	女性比率(21.1)	
目標値以外の目標設定	審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱に基づく、事前協議の実施					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	133 人	(平成 30 年 4 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	()				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女性管理職の内訳								
					部局長相当職	次長相当職		課長相当職					
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	317	26	8.2	80	6	7.5	88	7	8.0	149	13	8.7
	うち一般行政職	239	17	7.1	67	6	9.0	71	5	7.0	101	6	5.9
支庁・地方事務所等	計	559	156	27.9	39	4	10.3	96	13	13.5	424	139	32.8
	うち一般行政職	292	45	15.4	29	3	10.3	70	6	8.6	193	36	18.7
全体	計	876	182	20.8	119	10	8.4	184	20	10.9	573	152	26.5
	うち一般行政職	531	62	11.7	96	9	9.4	141	11	7.8	294	42	14.3
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	76	20	26.3	7	1	14.3	10	2	20.0	59	17	28.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns: 調査時点コード, 1:平成30年4月1日, 3:その他. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table with columns: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 昇任試験, 昇格試験. Rows include 昇任試験, 昇格試験.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 総数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち警察関係.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with columns: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Content includes さいたま市男女共同参画推進センター details.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	男女共同参画相談室		愛称・通称	
設置年月日	平成30年4月1日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：330-0071 住 所：さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階 電話番号：048-711-5739 FAX番号：048-711-8904 ホームページ： http://www.city.saitama.jp/006/010/002/006/index.html			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称： アイル・オーエンスグループ) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名： 市民局 市民生活部 男女共同参画課(男女共同参画推進センター)) ○ 指定管理者(名称：) その他()			
職 員 数	常勤 4 人、	非常勤 15 人	予算額	平成30年度 38,702 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	1. 広報啓発(主な事項：) 2. 講座(主な事項：) ○ 3. 相談事業(主な事項： 女性の悩み電話相談、男性の悩み電話相談、法律相談、心の健康相談) 4. 情報収集・提供(主な事項：) 5. 苦情処理(主な事項：) 6. 交流促進(主な事項：) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項：) 10. その他(主な事項：)			

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得	○		○
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬	その他	○		

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	さいたま市CSRチャレンジ企業認証制度(1~11は、認定基準の一部。これらの取組のみでは認定基準を満たさない)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	さいたま市男女共同参画事業者表彰(2、4、5、6、7、8、9、10、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書
問17-1 公表周期	1.定期 2.不定期	1	定期の場合	5年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)			

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・男女共同参画情報誌「You&Me～夢～」の発行 ・男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」の発行 ・男女共同参画職員研修	市民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画情報誌「You&Me～夢～」を発行する。 市民公募の編集員との協働により広報誌「鐘の音」を発行する。 職員に男女共同参画に関する意識を啓発するため、男女共同参画職員研修を実施する。	680,000部 680,000部 400人	10月・3月 10月・3月 8月
・さいたま市職員向け男女共同参画ハンドブックの作成 ・地域活動における男女共同参画の啓発	新規採用職員研修時に職員向け男女共同ハンドブックを配布した。 区民まつりなど地域の交流の場で男女共同参画のパンフレット等を配布する。	1,100部 未定	4月 10月～11月
2. 表彰 ・さいたま市男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画の推進に積極的な事業者を表彰し、その取組を広く周知する。	3事業者程度	11月
3. 講座 ・女性カレッジ(全10回) ・男性カレッジ(全4回)	常識を見直し、自己表現するスキルを学ぶ。 退職後、どのように活動するか今後の行動に役立てる。	20人 20人	7月～9月 6月
4. 相談事業 ・DV電話相談 ・女性の悩み電話相談 ・男性の悩み電話相談 ・法律相談 ・心の健康相談	女性のDVIに対する電話相談 女性の悩みに対する電話相談 男性の悩みに対する電話相談 女性の法律に関する面接相談 女性の心の健康に関する面接相談		平日実施 毎日実施 月2回実施 月2回実施 月1回実施
5. 情報収集・提供 ・「ステキな男性写真展」の開催 ・行政資料の収集・貸出 ・図書・ビデオの収集・貸出	家事や介護に積極的な男性の写真作品を募集し、写真展を開催する。 さいたま市男女共同参画推進センターでの行政資料の収集・貸出。 さいたま市男女共同参画推進センターでの図書・ビデオの収集・貸出。	未定	10月～1月 随時実施 随時実施
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・女・男フェスタの開催	男女共同参画推進団体連絡協議会主催で開催する。	600人	1月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・さいたまイクボス共同宣言事業者との連携 ・ワーク・ライフ・バランス出前講座	さいたまイクボス共同宣言事業者と連携し、地域のイベントでチラシ等を配布し、イクボスの取組を周知する。 事業所向けの出前講座	未定	10月 随時実施
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・市民企画講座団体への補助	講座の開催団体を公募し、8万円を限度に補助金を交付する。	24団体	10月～12月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	さいたま市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	3		
疾病	1		
その他	3		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	さいたま市議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	80	9	11.3	
	市町村防災会議(委員のみ)	80	9	11.3	
	2 民生委員推薦会	12	4	33.3	
	3 国民健康保険運営協議会	24	9	37.5	
	4 地方社会福祉審議会	46	20	43.5	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	11	55.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
	10 土地区画整理審議会	103	13	12.6	
	11 建築審査会	7	2	28.6	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	300	90	30.0	
	14 精神医療審査会	16	7	43.8	
×	15 市町村国民保護協議会				
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	5	1	20.0	
	18 市町村都市計画審議会	17	7	41.2	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	40	25	62.5	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	5	1	20.0	
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	合 計	689	205	29.8	
	女性委員0の審議会数	0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	44	14	31.8	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	農業委員会	49	1	2.0	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
	合 計	114	24	21.1	
	女性委員0の委員会数	0			